

「ご契約のしおりー（定款・）約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおりー（定款・）約款」に記載されている内容が一部変更となります。つきましては、変更点をお知らせしますので、誠に恐縮ですが「ご契約のしおりー（定款・）約款」とともにご一読のうえ、保管いただきますようお願いいたします。

●ご契約のしおり

「新型コロナウイルス感染症に対応した約款変更に関する特約」を創設します。

新型コロナウイルス感染症に対応した約款変更に関する特約

第1条（特約の内容・目的）

この特約は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）に対応し、契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の保険契約について、普通保険約款および特約の一部を変更するためのものです。

第2条（特約の付加）

1. この特約は、契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の保険契約（以下「主契約」といいます。）に一律に付加します。
ただし、5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険は除きます。
2. この特約が付加された主契約および主契約に付加された特約（以下「主契約等」といいます。）については、2020年7月2日以後、主契約等の規定にかかわらず、この特約の規定を適用します。
3. この特約に別段の定めのないときは、主契約等の規定を適用します。
4. この特約の付加を取り消すことはできません。

第3条（新型コロナウイルス感染症の追加）

会社は、新型コロナウイルス感染症を約款所定の感染症*1に含めます。ただし、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、約款所定の感染症に含めません。

*1 約款所定の感染症

契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の普通保険約款および特約に規定されている感染症をいいます。